

月報

1986 12 月 號

シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1986年12月号)

シンガポールの石油化学産業.....	(ペトロケミカル・コーポレーション・オブ・シンガポール)....	香西 昭夫 1
シンガポールの電気通信事情および 国際通信の基礎知識	(国際電信電話株式会社)	浅井 達志 9
シンガポールと日本の醤油	(キッコーマン・シンガポール(株))	野木 義之 20
大正、昭和初期の日本人社会		今中 太郎 ... 26
会員紹介	(イワタニ・インダストリアル・ガス)	39
理事会の動き		40
11月の主な経済記事		44
広報欄		49
資料案内		50
編集後記		52

シンガポールの石油化学産業

ペトロケミカル・コーポレー
ション・オブ・シンガポール
社長 香西昭夫

日本人小学校横の丘の上にあるレストラン「雲南」から眺めると、正面沖合いに不夜城の如く輝く工場群の見事な夜景を楽しむことができる。これが東南アジアで最初にして唯一の、そして世界最新鋭の我が石油化学コンビナートである。総投資額約 2,000 億円、従業員約 1,000 名のこのコンビナートは、1984 年 2 月のスタート以来今日まで 1 日 24 時間休むことなく順調にフル操業を続けている。以下、コンビナートの現況について、概要をご報告する。

1. シンガポール石油化学コンビナートの誕生

(1) 立地

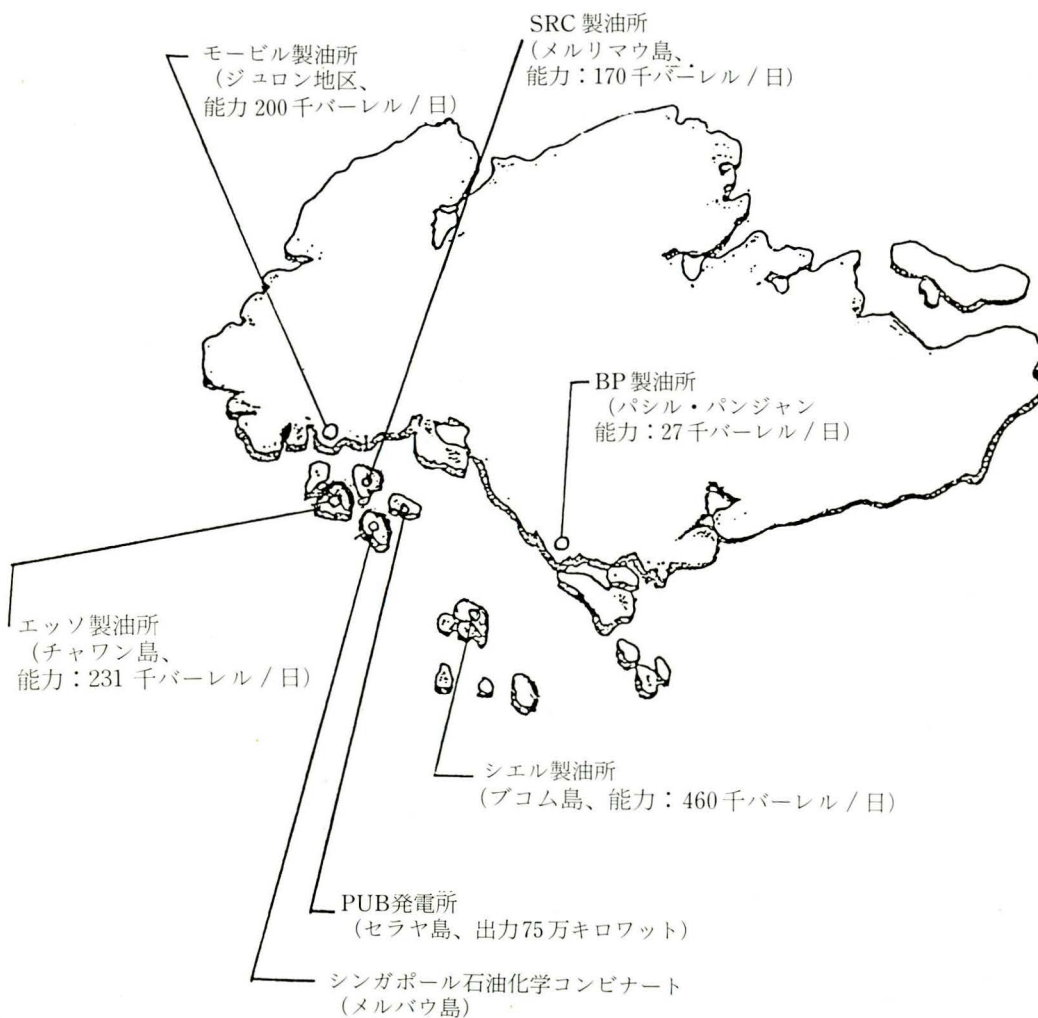
シンガポール政府は工業化政策の一環として、70 年代半ばにジュロン工業地区の沖合い約 4 km にあった小さな島々を石油化学コンビナート用地として造成した。こうしてできた現在のメルバウ（美宝）島は、面積 120 ヘクタール（40 万坪）、隣接する ESSO 及び SRC の 2 製油所と原料輸送用の配管で結ばれ、水、電力についても海底配管、配線で本島側の供給網につながっている。来年には隣のセラヤ島に建設中の発電所（出力 75 万キロワット）とも結ばれ、このコンビナートの用役体制も一層強化される。

(2) コンビナートの構成

日本、シンガポール両国政府の支援を得て 1977 年に正式にスタートしたコンビナートの建設は、米国のフィリップス・ペトロリアム、英・蘭のシェル、日本の住友化学、三菱油化、日本触媒、電気化学といった各国企業の協力により世界最新の技術を持寄って進められた。

当コンビナートは、エチレン、プロピレン等オレフィンの製造を担当するPCSのほか、これを原料とする誘導品である合成樹脂（高密度ポリエチレン、低密度ポリエチレン、ポリプロピレン）、繊維原料（エチレングリコール）、乾電池の原料（アセチレンブラック）の製造を担当するTPC、PPSC、EGS、DSPLの誘導品会社4社が操業を続けている。PCSは、同時にコンビナート全体へ用役、付帯設備の提供を担当している。

図1 コンビナートの立地



この他、ガソリンのオクタン価向上剤、洗剤原料の製造を目的とする誘導品会社が、現在工場を建設中である。

(3) 地域市場

当コンビナートの主たる市場は、アセアン諸国及び香港である。各国とも信頼すべき統計資料が十分ではないが、合成樹脂の需要は高密度及び低密度ポリエチレン、ポリプロピレンともに各々年間20～30万トン程度、ポリエステル繊維原料であるエチレングリコールは、年間10万トンと思われる。さらに、現在当コンビナートが輸出しているその他の近隣マーケットを考えると、その供給力は需要の20～30%に過ぎない。

3億以上の人口を擁するこの地域は、新興工業国（NICs）として韓国、台湾と競いあっているシンガポール、香港を除くと石油化学製品の1人当りの消費量は未だ少く、今後の経済発展とともに需要はさらに大きく伸びると思われる。

表1 コンビナートの構成

構 成 員	事業内容	払込資本金(内シンガポール政府持分)	従業員数 (86年6月)
Petrochemical Corporation of Singapore Pte Ltd (PCS)	エチレン : 300,000 t/y プロピレン : 160,000 t/y B T X : 126,500 t/y ブタジエン : 45,000 t/y	687 百万 S ドル (50%)	500 名
The Polyolefin Company (Singapore) Pte Ltd (TPC)	低密度 ポリエチレン : 120,000 t/y ポリプロピレン : 122,000 t/y	109 百万 S ドル (30%)	244 名
Phillips Petroleum Singapore Chemicals Pte Ltd (PPSC)	高密度 ポリエチレン : 115,000 t/y	165 百万 S ドル (30%)	116 名
Ethylene Glycols (Singapore) Pte Ltd (EGS)	酸化エチレン : 10,000 t/y エチレン・グリコール : 87,500 t/y	187 百万 S ドル (50%)	110 名
Denka Singapore Pte Ltd (DSPL)	アセチレン・ブラック : 5,200 t/y	14 百万 S ドル (20%)	28 名

2. 石油化学産業の現状と当コンビナートの展開

(1) 世界的需給バランスの回復

戦後米国を中心に日欧で急速な発展を遂げた石油化学産業は、70年代の2回にわたるオイルショックとその後のリセッションで大きな打撃を受けた。

先進国のエチレン工場の稼働率は、一時期60～70%に下落し、稼働率低下による固定費単価の上昇に加え、原油の値上りによる原料費の急騰のため、石油化学産業の収益性は著しく悪化した。しかも他方、この時期大規模プロジェクトがサウジアラビア、カナダで進行中であったため、先進諸国では余剰能力（主として老朽化した工場）の凍結、廃棄、業界の統合、再編成を主軸とした合理化が押し進められることとなった。ご承知の通り日本では、構造改善法の下で、エチレン工場については公称能力635万トンの年産能力が85年末には430万トン程度まで縮小された。

その結果、1984年以降の景気拡大に伴う需要増とともに、日米欧のエチレン工場稼働率は大幅に改善し、1981年には70%以下であったものが、84年には89%、85年は94%と回復、現在ではフル稼働に近づいている。

なお、発展途上国の供給比率は工業化の進展とともに上昇する見通しであり、とりわけアジアにおける新增設計画は表2のとおり、韓国、台湾、中国を中心に極めて意欲的で、1981年に年産200万トン強であったエチレン能力は、90年代の初めには500万トンを超える。しかしながら、これでもなおこの地域の需要の増分を賄うに過ぎず、エチレン換算年間200万トン程度の域外供給がその後も続くと予想されている。

(2) 原油価格低落の影響

昨年末以来原油価格は大幅に下落し、現在バーレル当たり14～15ドルと昨年に較べて約半値の水準にある。当然のことながら、これが石油化学産業に与える影響は大きく、供給サイドでみれば、日欧石油化学業界の相

対的競争力の回復がある。原油を出発原料とするナフサ、ガスオイルに主として依存している日欧の石油化学業界は、原油随伴ガス、天然ガスを出発原料とするエタン等の相対的に安価なガス原料を利用するサウジ、カナダ、米国に比し、コスト競争力を失ったが、原油価格の低落により、日欧の石油化学は著しく競争力を回復した。

ナフサ、LPGを主原料とするシンガポール石油化学の立場も日欧の石油化学業界と同様で、当面の収益力は大幅に改善されている。

需要サイドへの影響としては、石油化学製品の相対価格の下落による需要増大の期待がある。従来の一般的な見方では、エチレンの世界需要の伸びは年率3%程度で90年代に入って漸く需給がバランスするというものであったが、最近では、需要はもっと顕著な伸びを示すことが期待され、一部では1990年以前に世界のエチレンの供給能力が不足すると懸念されている。

表2 東アジアにおけるエチレン能力増強計画（84—90年）

国 名	立 地	年産能力	完成時期
シンガポール	メルバウ島	300千トン	84年2月
韓 国	麗 水	250千トン	89年（計画）
韓 国	蔚 山	250千トン	89年（計画）
台 湾	林 園	385千トン	85年5月
台 湾	高 雄	400千トン	90年（計画）
中 国	大 慶	300千トン	86年8月
	南 京	"	87年初（計画）
	齋 魯	"	87年中（計画）
	上 海	"	89年（計画）
タ イ	ラ ヨン	300千トン	90年（計画）
計	3,085千トン		

(3) 東南アジア市場の変化

シンガポールの石油化学コンビナートがマーケットとしての当地域に与えたインパクトは大きく、とくに合成樹脂市場は域内供給者の出現により新たな発展局面を迎えたと考えられる。すなわち、これまでこの地域の需要はすべて、先進国からの輸入で賄われ、保護すべき国内供給者もないため極めて競争的な市場を形成していた。この結果、製品市場価格は乱高下し、通常は価格は低迷し、先進国で需給が締った時だけ暴騰、そしてその場合は供給数量すら保証されないことが多かった。

また、樹脂加工業の発展には需要家のニーズにあった加工技術、グレードの開発等の技術サービスが不可欠であるが、余剰品処理のためのマーケットにしか過ぎないため技術サービスは軽視されてきた。

こうした市場の特色は未だ決して払拭されたとはいえないが、当コンビナートの各社は唯一の域内供給者として、供給の安定性、納入期間の短縮、きめ細かな技術サービスの提供を行うことによって域内需要家の信頼を得てきており、着実に品質の向上、効率の改善、高付加価値品の開発といったより高度な加工産業への展開の基盤を提供しつつある。

3. シンガポール石油化学コンビナートの役割

(1) 技術移転とローカリゼーション

シンガポール政府にとって本プロジェクトに寄せる期待の一つは技術移転とローカリゼーションであった。

我々は当初から計画的に教育訓練を実施し、技術移転とローカリゼーションを着実に進めており、各社とも建設および操業開始当初相当数の本社派遣従業員を抱えていたが、技術習得とともにその数は大幅に減少している。

P.C.S.においても操業開始時70名以上いた日本人は減少し、本年末には20名程度になる予定であり、工場の日常運転は、すべて現地従業員に委ねられている。

この意味では、我々としてはシンガポール政府の期待に十分応えてきたといえる。

(2) シンガポール経済への貢献

高度成長を続けてきたシンガポール経済も昨年はマイナス成長となったが、化学工業は石油化学コンビナートの誕生によりこの間飛躍的に拡大している。

製造業はシンガポールのGDPの約4分の1を占めているが、表3に示すとおり化学工業は付加価値ベースで1985年において約10%の大きさに達している。これは1983年（当コンビナート操業開始前）の6%に比べ大幅な増大であり、石油化学産業としての統計は発表されていないが、この増分はいうまでもなく新たにスタートした石油化学の寄与と考えられる。

また、シンガポール経済にとって重要課題である輸出の面でも同様に、この2年間にほぼ倍増した。フル操業を続ける石油化学コンビナートは、シンガポール経済の発展に大きく貢献したといえるだろう。

表3 シンガポールの化学工業

	1983 年	1984 年	1985 年	83-85年の増分
就業人員 (全製造業に対する比率)	6,943 人 (2.6%)	7,818 人 (2.8%)	7,884 人 (3.0%)	941 人
産出高 (全製造業に対する比率)	1,224 百万 Sドル (3.5%)	2,176 百万 Sドル (5.3%)	2,688 百万 Sドル (7.0%)	1,464 百万Sドル
付加価値 (全製造業に対する比率)	529 百万 Sドル (5.9%)	901 百万 Sドル (8.1%)	1,054 百万 Sドル (10.0%)	525 百万Sドル
輸出 (再輸出を除く全輸出に 対する比率)	870 百万 Sドル (3.0%)	1,334 百万 Sドル (4.0%)	1,598 百万 Sドル (4.9%)	728 百万Sドル

(3) 日本経済との関係—円高と海外立地

当コンビナートは、既述のとおり地域市場への供給が主たる目的であった。したがって、日本への輸出もブタジェン等域内に需要のない製品および合成樹脂の一部に限られており、近隣市場の拡大、高度化とともに漸次地域市場に振り向けられることが予想されていた。

しかし、貿易摩擦、円高定着に端を発した日本における産業構造転換の動きは、一足先にこの地に拠点を築いた当コンビナートが今後進出する日本の関係産業を迎え入れ、そのニーズに応えるという新たな役割を課しつつある。

反面、関係産業の当地域への進出は、当コンビナートにとって新たな需要の拡大、高度化を意味し、この際新しい角度から当コンビナートのあり方について考えることが要求されているといえよう。

日本、シンガポール経済協力のシンボルとして、政府の支援、業界の協力のもとに推進してきた当プロジェクトは、環境の好転にも恵まれて予想以上に順調なスタートを切った。今後に残された課題は多いが、1日も早く強固な企業基盤を確立し、当地区工業化の柱としてその役割を果たしてゆくよう関係者一同一層の努力を尽したい。

シンガポールの電気通信事情 および国際通信の基礎知識

国際電信電話株式会社

浅井達志

今から約一年半前、私が初めてシンガポールに足を踏み入れ驚いた事といえば、まずこの国の豊かな緑と林立する高層ビル、そして職業柄公衆電話の数が非常に多いということでした。高速道路沿いに、街角に、ニュートンサーカスなどのホーカーズ・センターに至るまでどこに行っても電話機があるという光景はまさに通信先進国シンガポールという印象を強く受けました。次に驚いた事は第一線で活躍中のテレコムズ職員のはつらつとした若さです。現在テレコムズには男性・女性共に、30代で要職についている人が数多くいます。因みに10月1日より就任したテレコムズ経営委員会の新会長は35才、従業員1万2千人を率いる総裁は38才という日本では考えられない程の若年です。この若さが新鮮な発想を生み出し、新技術、新サービスを抵抗なく受入れ事業化してきた積極的経営姿勢につながっているのだと感じました。

このたび当地の電気通信事情について執筆を依頼され、浅学な私としては大変恐縮しております。何か皆様にとって有益な情報があればと思い筆をとりましたが、この機会に時折り当事務所に照会がある事柄、特に国際通信伝送路と料金の仕組みについて述べてみることにいたします。

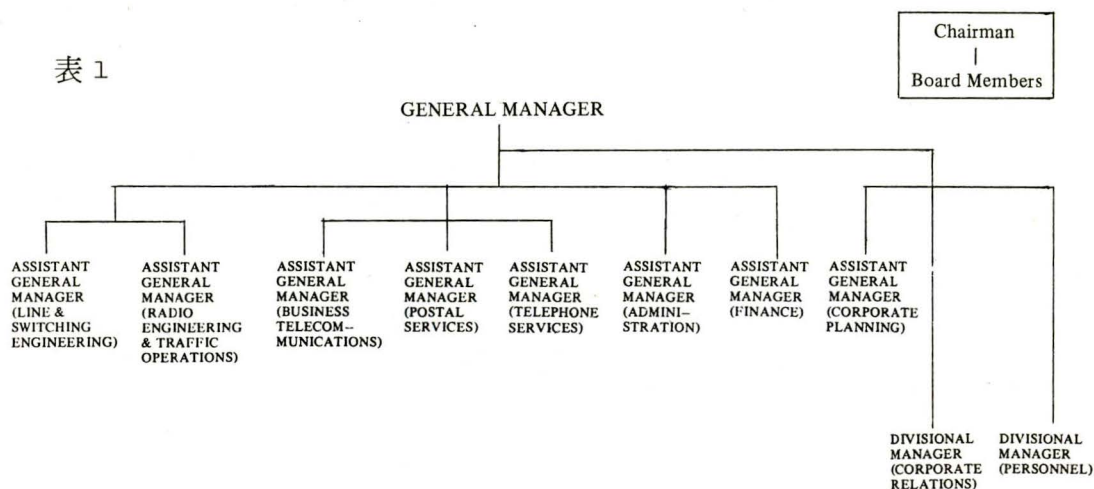
1. シンガポールの通信事業体

シンガポールの公衆電気通信業務はテレコムズという略称で呼ばれるシンガポール電気通信公社 (Telecommunication Authority of Singapore) により提供されています。テレコムズは1972年Telecommunication Authority of Singapore Actの施行により当時の運輸通信省の電気通信部門から分離し、国際通信および国内の電信業務を取扱う国営企業として設立されました。テレコムズ設立以前の国際電気通信は英国系のケーブルアンド・ワイヤレス香港社に

よって運営されていましたが、電気通信の一元化を目指すシンガポール政府がこれを買収し完全な国営化を図ったものです。

その後、1974年、国内の電話業務を担当していた S T B (Singapore Telephone Board) を吸収合併し、テレコムズはラジオ・テレビ放送を除くすべての電気通信業務を提供することになりました。さらに1982年、先進大国における民営化、自由競争化の動きと逆行し、政府は効率的な事業運営を図るため通信事業の統合化を実施し、テレコムズは郵便事業も取扱うこととされました。(別表1参照)

表 1



2. 通信サービスのショウウィンドー

資源の乏しいシンガポールは開放経済による外資導入政策を実施しめざましい経済発展をとげました。今ではブルネイを除いてアジアでは日本に継ぐ第2位の豊かな国となりましたが、この発展の陰でテレコムズが果たした役割は非常に大きかったと言えます。貿易、運輸、金融、および電子部品製造などの高付加価値産業を基盤とするシンガポールでは電気通信が産業発展の重要なインフラストラクチュアとして位置付けられ、この国の整備された通信網は明らかに外資誘致の目玉となっていました。

シンガポールは東京23区程の国土の都市国家で、しかも電気通信を必要とするビジネス街が特定地域に集中しているため通信設備に関する投資

が極めて効率良いものとなっています。この利点を生かし、テレコムズは内外の通信網整備に力を入れる一方、諸外国の新技术を逸早く取入れ、今では通信サービスにおいては世界のショウウィンドーとまで言われる程多彩なサービスを提供するようになりました。電子メール、パケット交換による公衆データ網、高速デジタル専用回線などの新サービスから各種通信機器の賃貸等に至るまでサービスメニューは豊富に取揃えられています。また、数年後には Teleview という名称で国内のビデオテックスサービス

(注) が開始される予定です。Teleview は一般のテレビ画面より各種情報の検索、文書送受、買物、テレビゲーム等が可能なサービスで、日本では NTT がシステム開発した CAPTAIN がこれに相当するものです。なお ISDN

(注) についても他の ASEAN 諸国にさきがけ開発がすすめられ、商用化に向けての技術試験もほぼ完了に近い状態にまで至っています。

テレコムズの過去数年間の主な動きは次のとおりです。

1982 年・Telepac サービス (パケット交換による国際公衆データ網) の開始

- ・自動車電話サービスの開始

1983 年・Telexmail サービス (テレコムズの局に着信したテレックスを郵便等で顧客に配達するサービス) の開始

- ・電話機のプッシュ・ボタン化の完了

- ・編集機能付ディスプレイ・テレックス端末機の提供開始

- ・フライト情報サービス / 座席予約サービスの開始

1984 年・Telebox サービス (国際間電子郵便) の開始

- ・ファクシミリ送受信端末機の提供開始

1985 年・テレフォンカードの販売開始

- ・Phone Plus サービス (短縮ダイヤル、割込電話等) の開始

ビデオテックスと ISDN

(注) ビデオテックス

既存のテレビ受信機と電話網の組合せによる情報ネットワークサービス

で、情報センターに蓄積された文字や図形情報を公衆電話網を介して加入者が検索し、これを加入者宅内の受信機に表示させるものである。

Television の場合は顧客からの要求信号が電話網経由で情報センターに届くのに対し、センターからの応答情報は UHF テレビ放送経由で顧客宅内のテレビ画面に映し出される。これにより従来のビデオテックスと比べ電話回線の使用時間が大幅に短縮できる。

(注) ISDN (サービス総合ディジタル網 : Intergrated Services Digital Network)

伝送、交換共にディジタル化され、利用者は1本の加入者線によって電話(音声)および非電話系サービスを利用することができるネットワーク。これにより一般のアナログ電話網では利用できない高品質のファクシミリや高速データ伝送が可能になる。

3. シンガポールからの国際伝送路

「シンガポールから東京へ国際電話をかけた場合は通信回線は衛星、海底ケーブルのどちらを経由するのですか?」という質問がたびたび寄せられます。実はシンガポールからは衛星と海底ケーブルの両方のルートが設けられていて国際電話はその時の回線の使用状況によってテレコムズの交換機がどちらを通すか自動的に判断しています。

国際電話で話をしている時に相手の返事がすこし遅れて来ることがよくありますが、このような時は衛星回線を使用している時です。これは衛星までの距離が片道 約3万6千KMもあり、自分の声が相手側に届くまでに約0.3秒かかるので、従って衛星では言葉が相手に伝わり返事が帰ってくるまでに少なくとも0.6秒かかります。このため会話のテンポが少しずれたりするのです。実際に話をする場合落着いて相手の話を聞くことと衛星回線の特質を承知していれば特に気にせずにスムーズに会話ができるようになると思います。

また、時々自分の声が相手国側で反響し、遅れて戻ってくるようなことがあります。この現象をエコーといいます。国内の通話では通信回線の距離が短いためエコーがあってもほとんど気づくことはありませんが国際回線の場合衛星で0.6秒後にエコーが戻ってきますので時には大変耳障りと

なり、通話に支障をきたすこともあります。このため、エコー防止を目的として国際電話回線にはエコーサプレッサーという特殊なスイッチ回路がそう入されていますが、完全にエコーを消去するまでに至っていないのが現状です。もし、エコーがひどくて話づらい時は、通話を切ってテレコムズの国際電話局オペレータに連絡し再接続を申し出るようにして下さい。

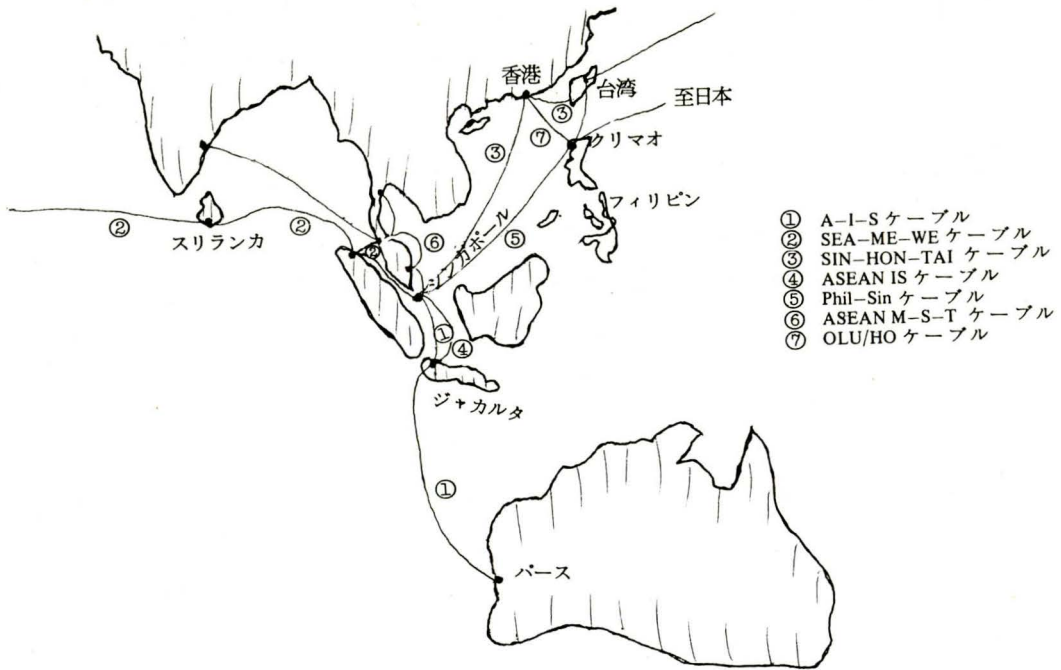
(1) シンガポールの海底ケーブル

シンガポールは英国の植民地時代から東南アジアにおける枢要な通信ケーブル基地でした。ASEAN 諸国団結の象徴ともなった ASEAN ケーブル網もシンガポールが中心となっています。インドネシア、マレーシア、フィリピンへ接がる既存の 3 本の海底ケーブルの他、最近ではシンガポールを中心にインド洋、紅海、地中海をわたり、フランスまでのびる SEA-ME-WE ケーブル、シンガポール～香港～台湾を結ぶ SIN-HON-TAI ケーブル、オーストラリア～インドネシア～シンガポールを結ぶ AIS ケーブルなどが完成しています。これらの海底ケーブルはシンガポールの東海岸にある Katong のケーブル陸揚局に収容されています。一方国内においても ISDN の確立に向けて幹線の光ファイバー化計画（陸線）が着実にすすめられています。

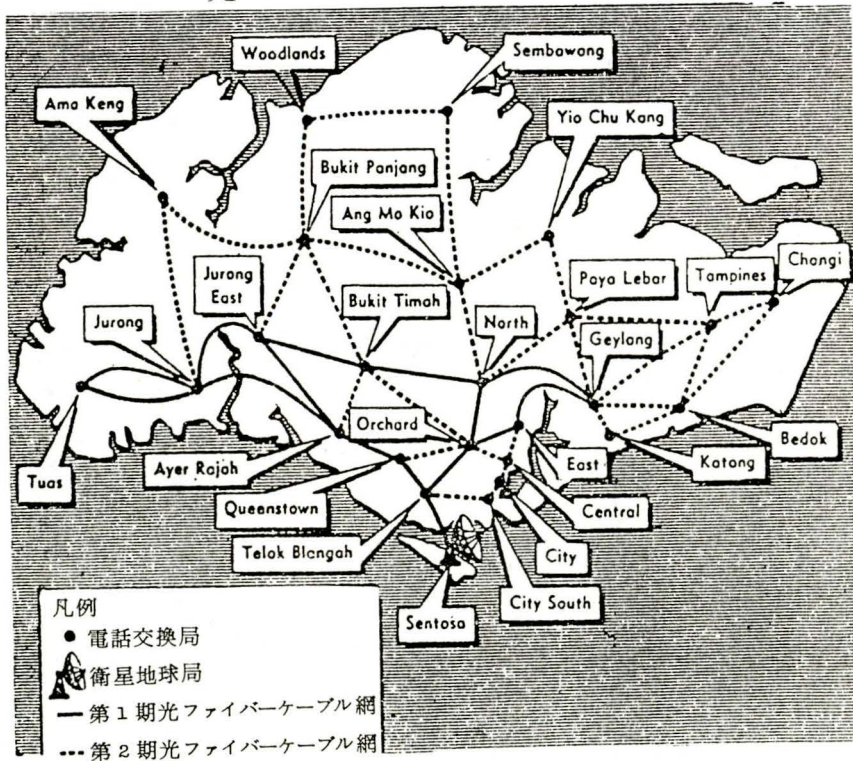
(2) シンガポールの衛星地球局

シンガポールの衛星地球局はセントサ島ゴルフ場の東側に建設されています。ここには 4 基のアンテナが設置されていて、ゴルフ場からはこのうちの 3 基を見ることができます。スピーカボックスを思わせる箱型の建物は船舶通信の海岸局で、その上にある皿型のパラボラアンテナが海事衛星用、建物の屋上にある鉄塔に設置されたアンテナが国内通信用のマイクロ波アンテナです。海岸局ビルの横にある直径約 30 m の大パラボラアンテナは大平洋上に打ちあげられた INTELSAT 衛星と電波の送受信を行なうアンテナで衛星通信の主役とも言えるセントサ島 No. 2 アンテナです。なお、セントサ島にはもう一つの主役、インド洋衛星向けの No. 1 アンテナが設置されています。また最近ではブキティマに最新の技術および設備を導入したインド洋向け地球局が完成し、本格的な運用を開始しようとしているところです。

シンガポール近辺の海底ケーブル網

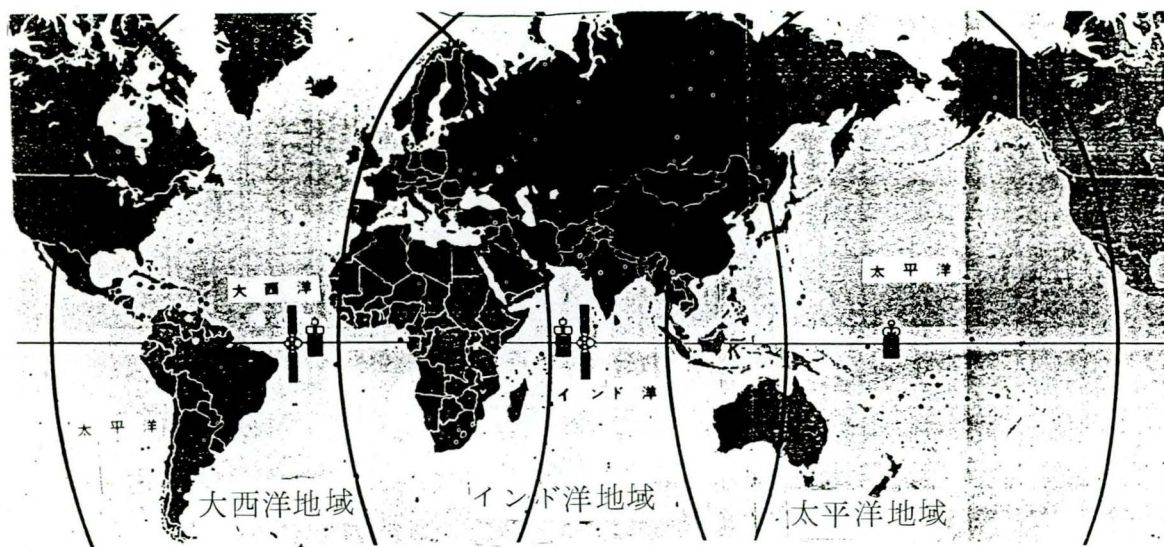


シンガポール通信幹線 光ファイバーケーブル化計画



INTELSAT 衛星はインド洋、太平洋および大西洋の赤道に 3 万 6 千 Km の静止軌道に打ち上げられ、インド洋衛星は主としてヨーロッパ諸国、太平洋衛星は大太平洋一帯の諸国、その他の国々は大西洋衛星によりカバーされています。なお、シンガポールからはインド洋および太平洋衛星にはアクセスできませんが大西洋衛星はちょうど地球の反対側に打ち上げられているため、電波の送受はできません。このため大西洋諸国に対しては衛星とケーブルの組み合わせによる伝送路が構成されているのです。

インテルサット通信衛星のカバー・エリア



(注) INTELSAT (国際電気通信衛星機構)

全世界におよぶ一元的な国際商業衛星電気通信網の宇宙部分の企画、開発、建設および運用を行なう国際組織で本部は米国のワシントン DC に置かれている。INTELSAT の最初の衛星は 1965 年大西洋上に打ち上げられ、以来太平洋、インド洋上にも次々と打ち上げられている。

4. 国際通信料金の仕組

なぜ、外国と日本と料金が異なるのか、また国際決済において円高の影響はあるのかという質問もよく寄せられます。そこで国際通信料金の仕組について簡単に触れてみたいと思います。

(1) 二つの料金

国際電気通信は国内通信のように自国の設備および一事業者の設備だけで提供できるものでなく関係国がそれぞれの設備、サービスを共同して提供することによって成立するものです。当然のことながらそこには国際間の料金の受払関係が生じてきます。このため、国際電話、国際テレックスなどの国際公衆通信サービスの料金にはお客様から通信料金として受けとる「収納料金」と当該国間で国際決済をするための「計算料金」という二種類の料金が存在しています。

(2) 収納料金（通信料金）の決め方

シンガポールから東京へ番号通話を利用した場合、基本料金は S\$14.40（3分間）ですが、この料金は発信国のシンガポールのお客様によりテレコムズに支払われることになります。この通話料金が収納料金ですが、同じ東京～シンガポール間の通話でも東京側とシンガポール側では料金が異なっています。それは収納料金は事業のための運営費、研究開発費、税金、サービス改善のための先行投資などを総合的に勘案し、それぞれの国で独自に決められるからです。特に国土が小さく投資効率の良いシンガポールではサービスの合理化、自動化を比較的短期間で実施でき、コストも低くおさえられることから、収納料金は世界的にみてもかなり安いものになっています。（別表2参照）

また国によって料金が異なるもう一の理由は料金はそれぞれの国の通貨によって定められており高いか安いかの比較は為替レートを介して行なわれることがあげられます。シンガポールの対日番号通話の基本料金は S\$14.40（3分間）追加一分毎に S\$4.80 ですが、これを昨年初旬の為替レート（S\$1.00 = ¥120）で円に換算すればそれぞれ約 1,730 円、576 円で、日本からかけた場合の料金 1,830 円、580 円と比較してもほとんど差がありません。ところが現時点のレートで円による比較をすれば料金は 3 割以上日本側が高くなってしまいます。今回のような急激な円高では日本側料金が高くなったようにみえますが、逆に円安になればシンガポール側の料金が高くなったようにみえるはずです。

表2 シンガポールからの主要国宛通信料金

61年12月1日現在

単位: S \$

サービス名 対地	電 話			テレックス	電報 (一語あたり)	テレバック	専用線 (月額)		備 考
	自動ダイヤル通話 (6秒毎)		* 枠内上部の数字は時間帯 オペレータ経由 (1分毎)				電信 50bps	音声級	
国内	基本料に含まれる。 (注1) 通話度数とは無関係			0.50 (90秒毎)	0.20	- 時分料 0.10/3分毎 - 伝送料 0.12/kセグメント	23.75 40.40	23.75 40.40	(距離による)(距離による)
日本	0700-2100 0.35	—	2100-0700 0.24	4.80	0.30 (6秒毎)	1.30	2,250.00	9,000.00	
香港	0700-2100 0.22	—	2100-0700 0.17	3.20	0.23 (6秒毎)	0.70			
米国	0700-1300 2100-0100 0.34	1300-2100 0.30	0100-0700 0.20	5.00	0.38 (6秒毎)	0.95			
英国	1200-2100 0.26	2100-2400 0.23	0000-1200 0.20	5.00	0.23 (6秒毎)	0.80			
仏国	1200-2100 0.45	2100-2400 0.40	0000-1200 0.33	6.50	0.38 (6秒毎)	1.50			

(注1) 基本料 (3ヶ月分) : 家庭用 50.00 業務用 75.00

(注2) 1セグメントは64文字

(3) 国際間料金決済

一方、3分間の番号通話を提供するためにテレコムズは自分の設備の他日本側の設備、サービス等を利用したわけですから、この部分に対する補償金に相当するものを日本側に支払わなければなりません。そこで発生するのが国際決済で、この場合の基準となるのが両国間の協定により定められた計算料金です。計算料金の単位には金フランというどの国にも属さない架空の通貨が用いられています。金フランは純金の量を示す単位で従来の金本位制の下で金が安定した価値基準を保っていた頃に ITU の条約により国際決済上使用することが決められたものです。しかしながら 1971 年米国が金とドルの交換を停止して以来実質的に金は各国の通貨との結びつきを失うことになりました。このため、現在国際決済においては、金フランを SDR(IMF から外貨を借り受ける際に用いる単位) に一定の比率で換算し、この SDR による受払いを行うことが一般的になっています。SDR は主要国の通貨を一定割合で合成した価値基準で特定の国の通貨変動から影響を受けにくいというメリットをもっています。このため、SDR で決済を行ったあと自国の通貨に換えれば、シンガポールドルや日本円で直接に決済するより為替差損・益をより小さく抑えることができるのです。

(注) SDR(Special Drawing Right 特別引出権) IMF 加盟国が国際収支の悪化を招いた場合に決済に必要な外資を無担保で IMF から借り入れることができる権利で金やドルに次ぐ第 3 の通貨と呼ばれることもある。

また、国際通信の受払いは当該国間で行なわれた発信の延べ分数と着信の延べ分数を相殺し合い、その残りの分数を決済の対象とします。従って発着の分数が同じであれば受取りも支払いも発生しないことになります。実際には二国間の発着分数は概ね均衡していますので料金の決裁を行なう部分の比重はきわめて小さいものです。

以上のとおり、国際決済には為替変動の少い SDR を採用していることと、決済の対象部分がきわめて小さいことから、国際通信料金の決済においては、殆んど為替の差損益に係る問題は発生していないのが現状です。

5. おわりに

国際通信事業はそれぞれの国または事業体が多く、国々で行なう一種の共同事業であり、元来政治的関係を離れて互いに平等な権利と協調精神によってはじめて円滑に運営されるものといえます。小国ながらシンガポールは運輸・通信における ASEAN の中心であるだけでなく、あい次ぐ海底ケーブルの完成によりアジア大陸、ヨーロッパ、オーストラリア等の国々と手をつなぎあっている国です。今後ますますシンガポールは世界の通信基地として重要視されると共に、政治、文化を乗り越えた交流の場となっていくであろうと予想されます。

また私共も国際通信を担う一事業者としてテレコムズをはじめとする各国の通信事業体と協力し合い、情報通信時代の一步先を見据え、よりよいサービスを提供するためにさらに努力をしていかなければならないと感じています。海外駐在員の方々にとって国際電気通信はビジネスのみならず本国の家族、親類への必要不可欠な連絡手段です。今回は紙面の都合上十分な説明ができず舌足らずになってしまった箇所もあると思いますので、電気通信に関するご質問等がございましたら是非当事務所 宛ご一報ください。

最後に、季節感のない南洋の地とはいえ、今はもう師走、来年も皆様にとって良いお年であるように祈念いたしまして本稿を終らせていただきます。

「シンガポールと日本の醤油」

キッコーマン・シンガポール（株）

野木 義之

海外赴任を間近かにして、引越荷物を整理していくうちに、いよいよ食料品を選ぶ段階になって、醤油は赴任先にあるかな、味噌はどうか、そしてソースやマヨネーズはどうだろうかとお悩みになった方は、多いと思います。

いささか旧聞に属しますが、ノーベル賞受賞の湯川秀樹博士が渡米中、醤油が避暑先になく、大いに困ったという話が、「暮しの手帖」の記事になった事があります。

「一家揃って都会を遠く離れ、避暑地に出かけた。アメリカでも、ちょっとした町なら、どこにでも醤油を売っているので、湯川さん一家は小壠に詰めた醤油一本きりを用意して行っただけだった。が、何と高原のその避暑地には醤油は売っていない、しまった、と思ったものの、最初は大して気にしていなかった。それが三日たち、四日たちするうちに、用意の醤油は壠の底に心細げに残るだけとなった。ついに食事どきに一人茶さじ一杯ずつ配給する事になり、それでも及ばず、しまいには、小皿にわずかに残ったのを、一家でかわるがわるなめて、どうやら切りぬけた」ということです。

日本人にとって、醤油は望郷の味であると同時に、欠く事の出来ない調味料ということがいえるでしょう。代表的な日本料理といえば、即座に、寿司、天婦羅、すきやき、しゃぶしゃぶ、さしみ等が頭に浮かびます。いずれも醤油なしでは食べられません。醤油は日本の味の原点という事も言えるわけです。

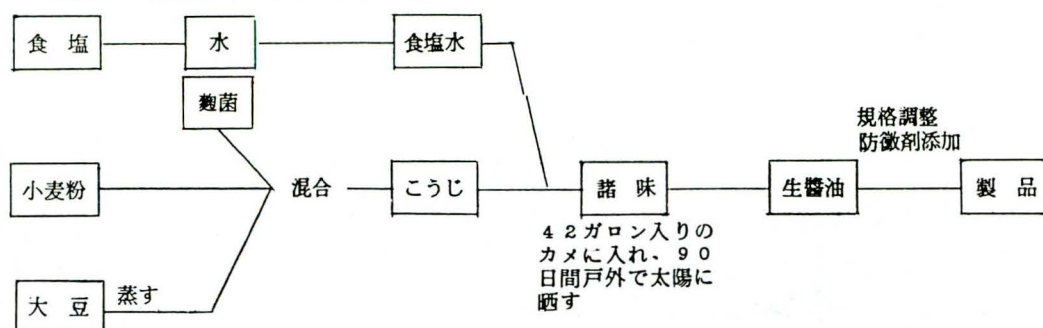
そこで、今回シンガポール及び日本の醤油、醤油の歴史、醤油の見分け方、そして醤油の七不思議について、概略記してみる事にしました。

1. シンガポールの醤油

シンガポールには大小約三十の醤油メーカーがあり、その大部分は小規模企業であります。醤油の種類は色の淡いライト・ソイ・ソースと色の濃いダーク・ソイ・ソースの二種類あります。

ライト・ソイ・ソースはつけ醤油として、ダーク・ソイ・ソースは料理用として主に用いられます。

醤油の製造法は次の図の通りです。



製造法の特徴

- (一) 原料に大豆 80%、小麦粉 20% 使用。
- (二) 諸味はカメに入れられ、戸外で約 9.0 日間太陽に晒される。
- (三) 火入れ（殺菌）工程及び圧搾工程がない。上の図は、ライト・ソイ・ソースの製造工程図で、これにカラメル、砂糖、サッカリン等を入れ粘度を高め、色濃くしたのが、ダーク・ソイ・ソースです。

品質上の特徴

- (一) 塩分が 22～23% と高い。
- (二) 原料に小麦粉を使用しているのと、醸造期間が短かく、太陽に諸味を晒すため、香気がソフト。

2. 日本の醤油

現在、日本には醤油メーカーは約三千軒あり、その全生産量の約半分を五大メーカーが占め、大手五印と呼ばれています。

即ち、キッコーマン、ヒゲタ、ヤマサ、ヒガシマル、マルキンが五印です。次の五種類の醤油が JAS（日本農林規格）で認められており、規格が制定されております。

種 類	特 徴	生産比率
濃口醤油 こいくち	原料に大豆、小麦を略等量使用、全 国市場対象 ほぼ	85 %
淡口醤油 うすくち	濃口醤油より淡色で、醤油成分も少 ないが、塩分は2 %程度高い。 仕上げに甘酒を使用。 主に関西市場向	12 %
溜醤油 たまり	大豆のみを原料として製造、主に愛 知、三重県等で使用されている。	2 %
白醤油	原料は小麦が主、淡口の一つで、淡 口より色が薄い。愛知県特産。	0.5 %
再仕込醤油	食塩水の代わりに生揚げ醤油を使っ て仕込む。 極めて濃厚、九州特産	0.5 %

醤油の見分け方

香り 食欲をそそるような、醤油特有の香気がある。

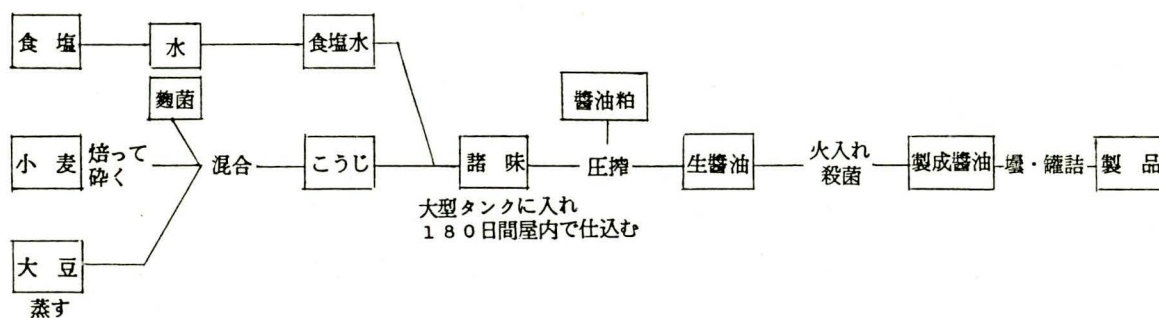
色 明るく透明で、きれいな赤褐色に見える。

味 口中にさっと味が広がる。

後味がさわやかで、まるみのある味。

泡立ち 細かい泡が立ち、フワッとかさばって、なかなか消えない。

濃口醤油の製造工程は次の図の通りです。



製造法の特徴

- (一) 原料に大豆、小麦を略等量使用
- (二) 諸味の熟成期間は6ヶ月
- (三) 生醤油を火入れし、火香をつけると同時に殺菌する。

品質上の特徴

- (一) 高い水準にあるJ A S (日本農林規格) の基準に則って製造されているので、旨味成分が多く醤油に溶解している。
- (二) 塩分は1.7%で他国の醤油に比べ低い。
- (三) 原料に小麦を使用し、且つ醸造期間が6カ月と長いので、香気成分が多い。
- (四) 防黴剤や添加物を使用していない。

製造法及び品質上の特徴の概略を記しました。シンガポールの醤油と日本の醤油の違いが、些かなりともご理解頂けた事と思います。

3. 醤油の歴史

今から三千年前に中国で醤油の原型の醬^{ひしお}が発明されました。日本へは奈良時代に、中国から醬が伝わって来ました。醬は、肉、魚、野菜、穀物などに塩を加えて、発酵させながら貯えられた、保存食品でした。これには、草醬、魚醬、肉醬^し、穀醬の四種類があります。

草醬……野菜、果物、海藻などを漬けたもので、「漬物」に発達してきます。

魚醬……現在の塩辛の原形です。

肉醬……鳥獣の肉に塩を含ませて発酵させたもので、中国で用いられました。

仏教伝来の時、肉は嫌われたため、日本では一般的に普及しませんでした。

穀醬……米、麦、豆などの穀類に塩を加えて発酵させたもので、醤油の先祖です。

平安時代、醬は広く一般に普及し、市場でも売られ、生活必需品となりました。

鎌倉時代「覚心」という禅僧が溜り醤油を造りました。

覚心は建長六年（1254年）に宋から帰国し、和歌山県の由良に興国寺を興し、宋の径山寺味噌^{きん}の製法を伝えました。径山寺味噌を造っている過程で、桶の底にたまった汁で煮物を作ると、美味しい料理になる事を発見、これが今日の溜り醤油の原型となったわけです。

室町時代、和歌山県、兵庫県で醤油、酒の醸造が始まりました。易林本節用集に始めて醤油という字が出、各家庭で醤油が愛用され始めました。

江戸時代、醤油の醸造は工業化され、消費地へと運ばれ、大量に売られるようになりました。

当初、醤油業界は、関西勢が強かったのですが、千六百年の中頃、江戸川が開削された事により、千葉県野田から江戸へは船で、半日の距離となりました。十九世紀初頭には、野田が供給地として発展し、関西で作られた醤油は殆んど江戸では見られなくなりました。

昭和、戦後、醤油の輸出が盛んになり、昭和四十七年（1972年）に弊社はアメリカのウィスコンシン州に海外初の工場を建設し、昭和四十八年には出荷が始まりました。

海上運賃の節減、関税の削減を目的として、第二の海外拠点がシンガポールに1984年に竣工し、稼動し始めました。又、1985年にはブラジルに第三の海外拠点が出来ました。

中国で生まれた醤油は、日本で育ち、今や世界の調味料として、各国で食卓の味を豊かにしております。

4. 醤油の七不思議

（一）塩辛さを感じさせないと同時に、塩味をやわらげる効果

海水に含まれる塩分は3%強、醤油に含まれる塩分は17%、にも拘わらず醤油より海水の方が塩辛く感じます。

漬物に醤油をかけると塩味は薄らぎます。これは、醤油の旨味が塩味をやわらげるためです。

(二) 殺菌作用

醤油の成分は大腸菌、赤痢菌、チフス菌、それにコレラ菌をも殺す力をもっています。熱帯の地に於いてもさしみ、寿司が安全に食べられるのは、この作用が大いに寄与しております。

(三) 消化促進

醤油の中に含まれる乳酸が胃酸の分泌を促がして、消化を助けます。

(四) 加熱効果

醤油に熱を加えると、中に含まれている多数のアミノ酸が反応して、更に複雑な香味が出てきます。

熱いごはんには醤油をかけた時のうまみや、すきやきや煮魚のうまみは、素材と醤油との間に別の新しい香味が発現するため、味や香りを引き出します。

(五) 相乗効果

イノシン酸（かつおの味）やグアニル酸（しいたけの味）などの核酸調味料にグルタミン酸（コンブの味）が加わると、 $1 + 1 = 2$ 以上の味を出します。

醤油に含まれている三百種以上の成分もこのような相乗効果をもっています。

(六) 消臭効果

肉や魚を醤油で調理すると、メラノイジン反応を起こし、肉や魚特有の生臭さを除きます。

(七) 還元効果

もみじおろしやなますに酢と共に醤油を数滴加えると大根のビタミンC保存に役立ちます。これは人参に含まれるアスコルビナーゼはビタミンCを五分以内で分解しますが、それを醤油は抑制する力をもっているためです。

数々の有益な微生物の働きにより造り出される醤油は、複雑且つ多数の成分を含有する自然食品で、色々不思議な作用や効力をもっています。明日の健康のためにも、どうぞ醤油をご活用下さい。

大正、昭和初期の日本人社会

今中 太郎

南洋の日本人町

東洋、西洋ということばに対する南洋——この南洋での日本人町の形成については明治時代に南洋で娼館を経営して活躍したとされている「村岡伊平治自伝」には次のように述べられている。——矢野暢氏(「南進」の系譜)より。

「どんな南洋の田舎の土地でも、そこに女郎屋がでけると、すぐ雑貨店がでける。日本から店員がくる。その店員が独立して開業する。会社が出張所を出す。女郎屋の主人もピンブ(賓夫)と呼ばれるのが嫌で商店を経営する。一ケ年内外でその土地の開発者がふえてくる。そのうちに日本の船が着くようになる。次第にその土地が繁昌するようになる。」——と。

シンガポールには現在、日本人が一万数千人住んでいると推測され、そのほとんどが日本の大都会かその周辺からやってきた会社人間とその家族と思われるが、明治に始まり大正から昭和の初めにかけての在留邦人は現在とは異なり、からゆきさんを除いてはその大半がいわゆる土着指向の日本人であった。

明治の初めにシンガポールへ流入してきた日本人の大半は娼婦たちであり、不幸にしてわれわれ日本人の南洋における歴史はほとんどすべての地域で彼女たちからゆきさんに始まるのである。

更に(「南進」の系譜)からの孫引きであるが「明治28年5月からシンガポールに在勤した藤田領事は『明治29、30年頃新嘉坡在留日本人は約千人にして、内九百余人は女子にして其九割九分は醜業婦なり、其多くは誘拐されたるものに係る。彼等姓名を偽称するが故に、外務省より取調べ帰国せしむべく命ぜられる毎に多大の困難を感じたり』と書いている。」

ある資料によると明治36年頃、密航して当地についたからゆきさんを

貰いうけるのに娼館の楼主が払うせりの値段が上玉で千ドル、八百ドル、だんだんさがって四百ドルというのまであり……と記録されているので、これらからその当時の娘子軍の女性そのものの値段が分る。

この時から20年もたった大正中期頃でも苦力の月給六ドル、日本人の店員の給料が住み込み食事付で三、四ドルといわれた頃である。

現在は住み込み店員というのは見あたらないがあるとすれば相場は400ドルぐらいと思われるので、これは丁度大正中期の4ドルの100倍に当る。

それで仮に明治30年から大正中期迄の20年間の経過をインフレなしとすれば当時の1000ドルは今の十万ドル、インフレはいつの時代でもあったとして20年間に物価倍増とすると当時の1000ドルは今の20万ドルとなる。

だからからゆきさんの値段を今様に換算すると次のように思われる。

		インフレなし	インフレあり
上玉	当時千ドル	現在の10万ドル	現在の20万ドル
非上玉	当時四百ドル	現在の4万ドル	現在の8万ドル

シンガポールの日本人町

この頃に存在した公娼制度は大正九年に廃娼となり、それからだんだん日本人社会はいわゆるノーマルな社会人でしめられるようになる。こういう経過もあるが、大正の初め頃にはミドル路周辺、東西南北1 km四方ぐらの場所に＜日本人の町＞（写真参照）とよんでいいようなものができあがっていくのである。

人生の始まりである助産婦から病院、薬屋、小学校、高等小学校から夜学へとつづく教育、日常生活に必要なさまざまな商店——これには味噌製造、着物の染物屋、洗衣店、菓子舗からあんま（マッサージとはニュアンスが違う）までである——、食堂、料亭、夜遊びの場の娼館、仏教、神道、それに日本語で説教するキリスト教などの寺院のかずかず、そして最後にあの世への旅立ちの葬式自動車から火葬場経営まで、すべてこの＜日本人の

街>とよぶにふさわしい下町を中心にして、他国人の手をわづらわせずになりたっていたのである。

もっともミドル路から火葬場のある日本人墓地まで十二、三キロあるから一般乗用車のない当時は徒歩で片道三時間、往復六時間、墓地での焼香などの時間を考えると葬式に列席するのも、まる一日がつぶれたことと思う。



(National Archive Centre 蔵)。ハイラム街（俗称日本街）。人力車の頃なので大正中期と思われる。廃娼（大正9年）になるまではこれらの店に並んで娼館があった。写真では見えにくいが、味の素のお椀型の小さな吊り看板が左に一つ、右に二つ見える。



同じ場所の現在

海外航路

シンガポールに住んでいた野村貞吉という人の書いた昭和初期に関する地誌によるとつぎの記述がある。

「邦人旅館には新築の東洋ホテルがクイン街にあり、其外ビーチ路に碩田館と都ホテル（写真参照）、ウオタル路に薩摩屋、ウイルキ路に桜ホテル等がある。何れも和洋両洋の設備を有し、旅客の為に手荷物の運搬、通関は勿論旅券手続、乗船券の購入などに至る一切の世話をしてくれる。言葉の通ぜぬ異郷で兎も角もたたみの上に憩い、湯を浴びて浴衣に着かえ、おみおつけの御給仕をして貰えるのは有難いことである」

その頃シンガポールは横浜、神戸、上海、香港からヨーロッパへ行くにも、欧州やインドからアジア地域へ来るにも必ず寄港しなければならない港であり、英国のアジア経略の二大拠点として香港と並びたっていた。

時代が少しおくれるが、世界大戦が始まる三年前の昭和13年の資料では日本からシンガポールへ来るのには次の日数がかかったとしている。

三井物産の快速船——神戸から直航七日

大阪商船の急航船——門司から直航九日

郵船——神戸から上海、香港経由で十二日

同じ頃民間航空便としてはシンガポールから西行きにはロンドン五日、サザンプトン六日、東行きは香港まではあったがそれ以東の上海や日本へはまだなかった。

当時の飛行便は一般人には全く関係なく、利用客といえば一部の超資産家か特別な任務のある人達に限られていたようで、それで日本人の書いた地誌や旅行記をみても航空便のことはほとんどでてこない。

当然シンガポールの邦人は当地で生れ育った人は別にして全て十日前後から二、三週間かけて日本から船旅をしてきたことになる。

航空便は以上のような事情だから日本の新聞、雑誌も月遅れの船便でしか到着しなかった。

英語、華語のよめる人はそれ専門の教育をうけた人達に極々限られていたのので一般日本人の日々のニュースのよりどころとしては、当地で編集発行される南洋日々新聞と新加坡日報、それに週刊紙の「南洋及日本人」ぐらいのものであった。国際電報はケーブルアンドワイヤレス会社が一手に扱っていたが料金の高さなどからほとんど営業用に限られていたようで、長距離電話にいたってはせいぜいマラッカの手前の石原産業の鉄鉱山で栄えていたバトパハまでがやっとの頃である。

グダン

グダンというのはGODOWNのなまったもので今のラッフルズプレス近辺が昔は海運業の倉庫街だったことから発生した。そこでグダン族というのは丸の内族というような意味をもっており、この周辺のオフィス街に勤めるホワイトカラーをさす。当時のことだから商いの場も狭く、オフィス街即商社というのが一般の感覚であった。

グダン族の日本商社員のほとんどは当時の超エリートであり、家族もちともなると英語、マレー語、広東語の三つが必須であったといわれる。

英語の必要性は論外として、マレー語は家庭において女中、下男、料理人、庭師、運転手などと話すのに必要であり、広東語は最大産業であったゴム関係の商社員ならば倉庫や工場の現場監督やフォアマンなどとのやりとりにも不可欠であった。

当時の駐在員はほとんどが一軒家であるバンガロウハウスに住んでいたから前にいったように庭師、下男が必要になってくるし、特に今のマンドリン・ホテルの裏側のレオニーヒルあたりにあった一連の大手企業の社宅には大体テニス・コートの一つや二つはついていたのでそれを管理するのにも人手を要し、そのコミュニケーションはもっぱらマレー語であった。当時テニスは全盛で、1932年の市街地図をみると、郊外であるオーチャード路周辺の一軒家のほとんどにはテニスコートがついており、これは地図に点線でコートが書きこんであるので明らかである。

だからこういう社宅とか支店長宅には相当数の日本人料理人が働いてお

り、この場合にはこの日本人が家うちを取りしきってくれるので最低マレー語を習う苦勞からは解放されたわけである。

こんな訳で言葉を二つも三つもおぼえなくてはならない、それも駐在期間が三年から長くて十年ぐらいの間にこれだけの言葉をおぼえなくてはならない——ということは裏をかえせばそれ専門の言葉を勉強してきたものでもどの言葉もあまり上手になれなかったということになる。異論がでるかも知れないが、当時の日本の新聞は漢字だらけでカタカナ書きの外来語はほとんどなく、テープレコーダーなど夢想もできなかった頃としては、習う相手は実地の英語を喋る人であり、英人などと年中取引している一部の人を除いては習うあるいは喋る相手の英語がまともなものかどうか判断する知識もなかったことと思う。

因みに英人を含む在星欧米人数は1901年の4000人から1931年には倍増して8000人となっているが、これは婦女、子供も含んだ数である。だからビジネス活動に従事する男性は大ざっぱに見つもって3000人ぐらいまでと思われ、それが全て流暢な英語を喋っていたとしても日本人商社員と接する機会は大変少なかったろうと思われるし、ましてや言葉の全く通じない低階級といわれた日本人、中国人、印度人などの異族のいる町へ出てくることはめったになかったので日本人と接触するチャンスは皆無だった。

前に述べた野村貞吉の文の中にも「言葉の通ぜぬ異郷で云々……」ともあるように当時は英語を<あやつる>などともいわれた頃である。因みにこの著者は在星十年、本の前書きのところに“仙石原山荘にて。”と書いてあるので社会的地位も相当な教養人エリートと思われるが、そんな人でもこう述べさせられているような状況だから況んや当時の一般在留日本人の語学力の低さはおしはかれるようである。

Beach Road, Singapore



(Paul Yap 氏 蔵)。1905年(明治38年、日露戦争当時)頃のビーチ路にあった都ホテル。漢字ひらがなとローマ字の両方の看板が見える。玄関がビルの片隅にあるところから察するとホテルはこの建物の一角だけらしい。当時の花の都東京の銀座通りの建物は高いので5～6階であった。写真の建物は20世紀への変わり目に流行した典型的な都会風建築でパラディ様式の窓を備えている。

公休祝祭日

ところで当時は競馬の人气がバグゲンでシーズンにはいると毎週水曜と土曜の午後にレースがあり、そのため土曜はもちろんのこと水曜の午後も公休となり、その時には毎回総督もレースコース路のスタンドに姿をみせるので大ぴらに遊べた——とものの本にある。ただし水曜の午後も公休とはいってもこれはホワイト・カラーにのみあてはまる休日で、オフィスの給仕やタンビ(下働き)はやはり出勤して働いていた。この年間の休祭日数の違いは——ホワイト・カラーには一週間39時間、年間休祭日19日、ノンホワイトは一週間44時間、年間休祭日11日——としてホワイト・カラーに断然有利であり、この法令はつい20年ほど前までのシンガポールには厳然として存在していたのである。もっともこの頃までの為政者側のイギリス人はどんな無教育のものでもホワイト・カラーであったということをおぼえてはなるまい。

交通

昭和元年（1926年）に＜ベビーオースチンツアラー＞が一台800ドルしている頃なので自動車はまだ普及しておらず、商社員などの交通はもっぱら人力車であった。

ハイヤーがあったものの運賃が1時間3ドル（1926）もしており、日本人店員の月給が3、4ドルということを考えると一般人の利用するものではなかったといえる。

記録によると昭和2年（1927年）の人力車登録台数が過去最高で9385台、車夫が2万人になったとある。当時人力車の乗り賃1回10¢以下、トロリーバス1¢以下、ヤキソバ2¢ぐらいと記録されているので10¢を現在の10ドルと換算するとよくあてはまる。

当時のシンガポールの市街地域といってもチャイナタウンからミュウジアムのあるスタンフォード路を通り、キャセイを過ぎてセランゲン路までの線から海岸までが全てであったので交通機関もさして必要としなかったと思われる頃である。

それでもこの狭い市内に人力車が一万台近くもあったというのは交通の頻繁さをものがたっており、1917年から1919年（大正6年～8年）にかけて政庁がおこなった調査ではつぎのようなものが見られる。

シンガポール川をはさんでチャイナタウンなどの市の西側とミドル路などの市の東側をつなぐ一番賑やかな二つの橋、移民局前のキャベナグ橋とニューブリッジ路とヒル街をつなぐコールマン橋、この両橋での調査では十二時間で72772台の人力車が通過した——とある。

これを分析すると

両橋で72000台通過

一橋で36000台通過——12時間

一時間あたり3000台通過

10分間当り500台通過

1分間当り往復で50台の人力車が橋の上を往来していることになる。

更に独断で詮索をつづけていくと次のようになる。

人間の歩行速度を1時間4 KMとして人力車のそれを倍の8 KMと推測すると人力車の秒速2.2 m、人力車の全長も2.2 m前後とすると、道の片側を1分間25台の人力車を通過させるには安全を見こんで人力車の前後に一車分のスペースをあげていた——とするとほとんど橋の長さの端から端まで人力車でつまっておりこれが朝の七時頃から夜の七時頃まで、つまり丸一日とぎれることなくつづいていたということになる。しかもこの計算は12時間の平均なのでラッシュ・アワーには人力車の渋滞がいつもおこっていたであろうし、当然車夫同士の押し合った押さぬの喧嘩もたえなかったであろう。

中国人一般の共通語である^{プートンファ}普通話（マンダリン）のシンガポールへの導入は1921年（大正10年）になって初めて中国本土から教師がシンガポールに派遣されているくらいなので人力車夫にまでマンダリン語の教育がなされる筈もなく、それゆえ車夫どおしの喧嘩ともなると同省人の間ならば共通語があるものの、福建、潮州、広東、客家、海南人と省が違う場合には珍文漢文全くお互いに意味の通ぜぬ異国語であり、喧嘩のなりゆきとして当然械闘になりがちであったと想像される。丁度鹿児島弁と東北弁のやりとりを思いだせばそれにあたると思う。

因みに明治の終りが清朝の終り（1912年）であるがこの時まで中国人は国是として弁髪を強要されていたので大正頃でも相当数の弁髪車夫がいたようである。

——こんなわけで当時の人力車による交通は人力の限度もあって至近距離が主であったので当然遠距離のゴルフ場通いがポピュラーでなかったのうなづけるのである。

なお前回に述べたタン格林にある日本人ゴルフ・クラブであるが1932年の地図にはその場所が点線で、ちょうどテニスコートの所在を表示するのと同じ方法でマークで囲ってあるもののその大きさは現政庁前の広場の2、3倍くらいの大きさだけであり、建物も一般の一軒家程度の大きさが黒く塗って所在を示しているだけで、ゴルフ場の真ん中にはなぜだか道

が一本通っている（現在のケイシアン路）。それでこの日本人ゴルフ・クラブはホールが2つか3つとドライビングレンジがあったミニクラブであったと思われる。

またこの日本人ゴルフ・クラブと植物園前のゴルフ・コースの間には当時でも兵舎や住宅地区があったので、今の段階ではこの植物園前のコースは日本人ゴルフ・クラブとは無関係だと思われるので、紙面をかりて訂正しておきます。

下町

一方グダン族の反対で、日本人の間では下町といわれたミドル路を中心にして住んでいたのが下町族といわれる土着指向の日本人であった。下町族といえば通常これら日本人の経営する商店主や日本から来たその従業員、自営業者をさすが、当時の大半の店員の給与は住み込みで月3、4ドルであった。日本からの輸入自転車が一台十ドルしていた頃である。

この下町族のほとんどは当地に永住するつもりで来たものが多く、かつ教育もほとんど受けていなかったなのでその話す言葉も自然に自分たちだけで通じる日本の方言か、それとも客との対話には絶対に必要であった初歩のマレー語で、そのためにこれをかきおきうために日本人学校では夜学を設けて英語を教えているほどである。

そんな環境だからからゆきさんたちは＜俗称日本街＞のことをその街（ストリート）からなまって天草弁でステレッツとよんでいたそうである。ストリートという当時では耳なれぬ言葉よりも「奇妙キテレッツ」という日本語に近い発音のステレッツになったのだと思うのは少々うがちすぎか。

娯楽にしてもラジオがもの珍しい頃で、当時の日本の都会の子供の日常の楽しみが紙芝居であったことと思いあわせると、当地で上映される洋画なども、数は限られたものの見にゆくことのできた日本人にどこまで理解されたか、語学力や習慣ともあいまってすこぶる疑問に思うのである。

例えば詩人の金子光晴は当地に何度も足をふみいれておりながらその文章の中に英語の単語はほとんど出てこず、漢字かマレー語だけである。そ

のマレー語も時には思い違いがあったようでその一例が「^{カキルマ}軒廊」＜正確にはカキリマ＞であった。

彼の文中にはこのカキルマとルビのうってある「軒廊」の字が何度もでてきて、このルビのマレー語と漢字の意味が一致せず、筆者にとっては永年の消化不良の原因となっていた。

——当地の人はマージャン仲間をマージャンカキとよぶが、このカキは脚、ルマは家、リマは5ということでそれでカキルマは高床式の家のこと、カキリマは5の脚つまり5 FOOT WAY のマレー語訳で、だから軒廊は正しくはカキリマとなる。

現在はこの軒廊（以前はこの 5 FOOT WAY では露店商がいろいろなものを売っていた）という言葉もあまり使われないうせいか、この間違ひのカキルマについてはマレー人の老運転手に聞いても知ってはず、たまたま公文書館につとめるマレー人専門職に聞いて初めて判ったような次第であった。

たった一語のルビにしてもこうで、同じようなことは昭和初期の日本人の書いた当地の地誌にターバンを頭に巻いた交通巡査の写真がのっておりその説明に＜ハンガリー人交通巡査＞とありどうしてシンガポールにハンガリー人交通巡査が、それも間違いなく印度人と思われるヒゲをはやしたのがいるのか相当頭をひねったものだった。

これは印度の中でもベンガル地方出身者の俗称ベンガリからきたものだと思われるが、日本の印刷会社の植字工が間違い、更にうろおぼえのハンガリーと勘違いしていっしょにしたものだと思われるものの、印刷完了後の校正の際にもこの間違いが出版社によって訂正されなかったというのは、その当時の日本人一般の海外の知識がいかにあやふやであったかということである。

長々と書いてきたが要するに筆者の言いたいのは金子光晴のような当地に一人でやってきて、現地の人ともまじわりながら生活してきたような人でも語学にはうとかった頃なので、当時の一般日本人の当地での外国語の知識というものがいかにつたなかったかを想像してみたかったからである。

カルチュラルインパクト

さて今の在星日本人を考えてみるに、その勤める会社の大小、給与の多少はあるにしても基本的にはそのほとんどの人が観念的にグダン族であろうと思われる。

一方この反対の下町族の日本人は現在は皆無に等しい（まずビザがおりない）と思われる。

それで次に示す当時の職業別リストと同じような現代版があるとすれば、その中に出てくる日本人は、例えば大工、左官職にしろ、観念的には会社商社員の範疇にはいるグダン族であろうと思うのである。

表からも分るように、邦人の半数は漁業従事者及びその家族である。特に沖縄漁夫による漁業水揚げは多く、シンガポール漁業市場だけについてみると、総漁獲高の三分の二は日本人漁業営業者による水揚げとされておりその多数が沖縄とそれに薩南出身者であったとされる。

ついで多いのが俸給生活者とその家族である。これを八百人と計算して、今の在住日本人推算一万二千人がほとんど俸給生活者及びその家族とすると増加率は15倍であるが、つきあいという意味では今の日本人は当地の一般人にとって単なる長期旅行者にすぎない。

それに当時のシンガポール人口50万に対する邦人4000人の割合は現在の250万に対して2万になる筈だが実際には1万2000人しか住んでいない。

だから現在は

イ) 俸給生活者が一万二千人とすると、彼らの生活は昔のグダン族と同じで、ほとんど当地の人とのふれあいが無い。

ロ) 下町族といわれた人達が大体3,000人はいたと思われるが、当地人口の増加率に従えば現在一万五千人の筈であるものの、実際には現在はこの数はゼロに近い。

よって現在の日本人の当地の人に与えるカルチュラルインパクトという意味では、いかに日本系のデパートなどが来ようとも、当時の＜俗称日本街＞とよばれたところには遠く及ばない——という独断に達した次第である。

新嘉坡在住邦人職業別（昭和12年10月1日帝国総領事館調査）

職 業	本業者	家 族	計
漁業労働者	1128	279	1407
会社商社員	473	347	820
旅館、接客業	76	7	83
理髪業	60	98	158
裁縫業	59	62	121
医務衛生関係者	49	69	118
雜 貨 商	42	250	292
其他の商業	30	12	42
大工・左官職	33	70	103
工場労働者	23	22	45
教育関係者	13	14	45
官 公 吏	9	15	24
貿 易 商	7	64	71
洗 濯 業	9	56	65
写真・芸術	16	36	52
金属工業	10	39	49
漁 業	11	33	44
自由労働者	22	16	38
農 業	13	23	36
宗教関係者	10	23	33
家事被庸人	31	0	31
製版印刷業	7	22	29
新聞通信業	15	10	25
土木建築業	4	17	21
木・竹細工業	3	16	19
運搬取扱業	2	9	11
飲食品製造業	7	4	11
瓦斯・電気業	2	5	7
自動車運転手	2	4	6
其他諸業	11	12	23
不 詳	46	116	162
合 計	2223	1750	3973

会 員 紹 介

* IWATANI INDUSTRIAL GAS PTE LTD

(イワタニ・インダストリアル・ガス私営有限公司)

所 在 地 : 13 Pioneer Sector 3, Singapore 2262

電話番号 : 8622111

設 立 : 1981 年 2 月 (登 記), 1981 年 6 月 (操 業)

形 態 : 子会社

代 表 : 中田忠正 (社長)

Mr T Nakata (Managing Director)

従業員数 : 24 名、日本からの派遣社員 2 名

事業内容 : Refilling & Mixing Industrial Gases, Like Argon, CO2 & Other Type Welding Gas.
Sales for Refrigerant Gases, Oxygen, Acetylene, Nitrogen, Helium, Medical Gases,
Standard Gases, Halon 1301, BCF Gas and other Gases.

Distributor of Ansul Fire Fighting Systems.

(会社の特色)

本社の経営理念である「世の中に必要なものは栄える」を実践して居ります。

理 事 会 の 動 き

第 208 回 1986 年 11 月 11 日 (火)

午後 12 時 30 分

議 事 :

1. 労使関係スタディ・ミッション報告

本年 7 月 27 日から 8 月 3 日にかけて日本に派遣した労使関係スタディ・ミッションの視察結果について、団員として参加した MR. WONG LIANG HAN, MANAGING DIRECTOR, HUP CHEONG PTE LTD から報告があった。

報告内容の詳細については、近日中に送付予定の報告書をご参照ください。

また、MR. WONG LIANG HAN には 11 月 25 日の労使関係セミナーにおいて、視察結果を報告いただく予定である。

2. 前回議事録承認

異議なく承認された。

3. 審議事項

(1) 1986 年度シンガポール / 日本労使関係セミナー運営要領について

事務局から配布資料にもとづき 11 月 25 日開催の労使関係セミナーの運営要領について説明するとともに、来賓・講師の送迎、応接等に関して労使セミナー担当理事各位の協力を要請し、承認を得た。

(2) 本所事務機械化用パーソナル・コンピュータの更新について

現在使用中の NEC PC-8851B の 3 年のリース期間が今月末で切れるのを機会に、会員管理事務処理の確実性とスピードアップを図るため、NEC PC-9801 一式を導入したい旨事務局より提案したところ、異議なく承認された。

なお、リース期間は 3 年間とし、月々のリース料は S \$ 530 である。

(3)後任事務局長の労働条件について

赤松副会頭から、大阪商工会議所に後任事務局長の派遣を要請するにあたり、事務局長の労働条件を以下の通り改定したいとの提案があり、審議の結果、異議なく承認された。

(a)本人及び家族の医療費の全額会議所負担（但し、歯科治療費のうち健康保険の対象とならない義歯、金冠等の費用は本人負担）、と定期健康診断制度の導入

(b)一時帰国制度並びに特別帰国休暇制度の創設

(c)年次有給休暇・赴任任休暇制度の導入

(4)岡崎理事ご帰国にともなう NWC ALTERNATE MEMBER の選任について

工業部門から、三森理事（岡本工作機械）を NWC ALTERNATE MEMBER に推薦したいとの提案があり、一同に諮ったところ、異議なく承認された。

(5)五島 昇日本商工会議所会頭と ASEAN 地域日本人商工会議所会頭との懇談会開催について

12月6日に当地で開催される ASEAN・日本経済協議会第5回総会に出席のため、五島 昇日本商工会議所はじめ日本の有力財界人が多数来星する予定である。

この機会を利用して、日本商工会議所から第2回 ASEAN 地域日本人商工会議所会頭会議を12月5日（金）午後3時30分から同5時30分まで、HYATT REGENCY HOTELにて開催するので参加してほしいとの依頼があった。

審議の結果、同会議には正副会頭にご出席いただくこととなった。

なお、12月5日午後7時頃からHYATT REGENCY HOTELにて昼間の同会議出席者を招いての五島日商会頭主催の夕食会が開催される予定である。

(6)EDBと本所製造業代表との懇談会開催について

この度、EDBから「日系製造業の現状と問題点並びにEDBへの要望事項を探るため、本所製造業代表との懇談会を定期的に開催する計画

であり、その第1回会合を11月13日午後3時からEDB会議室にて開催したい」との提案があった。

本所としては日系製造業の現状と問題点並びにその対策をEDBに訴える格好の機会であることから、この提案を受け入れることとし、第1回会合には古新居会頭はじめ製造部門の理事及び工業部会の正副部会長が出席することとなった。

(7) NATIONAL EMPLOYERS WAGES CONFERENCE について

SNEF から1987年2月に標記会議を開催するので協力してほしいとの要請があった。

審議の結果、共催者の構成や会議の目的などが明確になった段階で再度検討することとなった。

4. 報告事項

(1) 「1987年1月号月報」への新年随想執筆依頼について

安田広報担当理事から、理事会メンバー各位に対して、400字詰原稿用紙2枚に新年随想をとりまとめ、12月5日までに事務局へ提出してほしいとの依頼があった。

(2) FLEXIBLE WAGE SYSTEM に関する労働省への回答について

NWC WORKING SUB-COMMITTEE で検討中の FLEXIBLE WAGE SYSTEM に関して労働省から諮問があり、10月31日に緊急NWC担当理事会を開催して意見をとりまとめ、11月6日に別紙の通りの意見書を労働省に提出した。

(3) THE MODULAR SKILLS TRAINING (MOST) SCHEME について

小出副会頭から VITB がワーカーの技能向上を目的として推進しようとしている MOST Scheme について説明があった。詳細は別紙英文資料参照。

(4) 部会・委員会等開催報告

A 部 会

10月23日(木) 第三工業部会

10月30日(木) 第一工業部会

B 委員会

10月16日(木)	経営研究委員会・日シ技術学院視察
10月20日(月)	経営研究委員会
10月31日(金)	NWC担当理事会
11月11日(火)	運営担当理事会

C 懇談会等

10月14日(火)	NICS 投資環境視察団
10月27日(月)	SNEF 主催 FLEXIBLE WAGE SYSTEM 研究会
10月27日(月)	FLEXIBLE WAGE SYSTEM に関する労働省との懇談
10月29日(水)	東北六県商工会議所連合会
11月 3日(月)	岩手県一行
11月 4日(火)	国際開発センター一行
11月 5日(水)	大阪商工会議所東南アジア経済使節団
/ 8日(土)	

5. 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1) 入会 (1社)

- IWATANI INDUSTRIAL GAS PTE LTD

“B”

(2) 退会 (1社)

- THE CHASE MANGATTAN BANK N. A.

(3) 11月11日現在の会員数：468社(前月同)

6. 会計報告

1986年10月分の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

以上

～11月の主な経済記事～

11月 6日 ● 昨年度、シンガポール企業のわずか31%が税引き前利益をあげ、69%が欠損を記録した。

国立大学（NUS）経営学部が昨年11月から今年2月に国内企業137社を対象にアンケート調査した結果、以上の事実が明らかになった。

調査を受けたのは電子、電器、金属製造、機械・部品、造船、航空機工業、自動車部品、メンテナンス、化学、石油化学、薬剤、精油、販売、塗装、その他の業種に関係した企業で、247の設問に対して回答が求められた。

同アンケートに基づき税引き前利益をあげた企業を分類すると以下の表のようになる。

利益率	当該利益率企業の 全体に占める割合
1～4%	29.5%
5～10%	29.5%
11～15%	22.7%
16～20%	4.5%
21～25%	2.3%
26～30%	2.3%
30%以上	9.1%

また税引き前欠損を出した企業を分類すると次のようになる。

欠損率	当該欠損率企業の 全体に占める割合
1～4%	34.8%
5～10%	30.4%
11～15%	12.0%
16～20%	7.6%
21～25%	7.6%
26～30%	5.4%
30%以上	2.2%

調査を受けた企業の27%が過去1年生産量が大幅に減少したと答えた。

研究開発(R & D)に関する設問に回答したのは67社に過ぎなかった。これらの企業の約90%がR & D支出は営業コスト全体の5%以下と答えた。

調査対象企業が営業戦略の目標として掲げたのは、“自社製品の市場シェア拡大”、“既存製品の新市場開拓”、“現有市場を対象とした新製品の開発”、“新市場獲得のための新製品の開発”の諸点だった。またこれら企業経営者が最も関心を寄せている5つの問題は：1) 高営業コスト、2) 品質向上、3) 高労働者コスト、4) 高原料コスト、5) 政府条例の影響……であった。

- 13日 ● 全国賃金審議会(NWC)の賃金改革委員会は、2%の年次昇給率、給与一カ月相当分の手当て、最高2カ月のボーナスまたは生産性奨励金を特徴とした新賃金制度を提案した。

10日と11日の2カ日間に渡り同賃金案の説明を受けた企業と組合双方は同案を支持している。

同賃金案は基本給の昇給率を年間2%レベルに抑えること、昇給率の引き下げを埋め合わせるため、業況に基づき最高2カ月分までのボーナスまたは奨励金を支給することを提案するもの。ボーナスは収益か生産性のどちらか一方、または両方に基づいて支給される。小委員会はまた定期的な給与の見直しも提案している。

なお公共部門の賃金制度について、同委員会は政府や公共部門の組合の代表者で構成される検討委員会を設置し、これらの案を公共部門にいかに関適用するかを検討すべきであると考えている。

小委員会は「多くの企業は新賃金制度を即座に実行する

体制を整えていないため、来年からの5年間を同制度の導入期間とするのが望ましい」としている。

新賃金案の原則として、1) 賃金は仕事内容の価値を反映すること、2) 昇給率は生産性成長率を下回ること、3) 昇給は企業の収益率と個人の業績を考慮に入れるものであること、4) 会社の業績や個人の勤務成績を反映した昇給は必ずしも恒久的なものでないこと、5) 従業員の給与は一定のレベルに維持されること等があげられている。

一方NWCは、生産性、経済情勢、インフレーション、国際的な競争力等をもとにしたシンガポール全体の昇給限度に関するガイドラインを企業に提供する考えである。

NWC小委員会は新賃金案を今週NWCに提出し、審議会の承認を待つ。

- 24日 ● 景気判断の重要な指標となっている統計局作成のシンガポール工業生産統計によると、第3四半期の工業生産量は第2四半期比5.9%、去年同期比11.9%それぞれ増大した。

部門別で見ると、電子部門は第3四半期も引き続き輸出注文の増大で、生産を前期比13.4%、去年同期比28.5%増大させた。このうち特に、プリント配線盤、ディスクドライブ、集積回路、トランジスター、消費者用電子製品の生産が急増した。しかし、米国の需要低下に伴い、当地のチップ製造業者の中では依然として操業停止、操業縮小を強いられているところもある模様。

飲料部門も第3四半期に第2四半期比17.9%、衣料部門も米国と欧州の需要拡大で同14.9%とそれぞれ大幅な生産の伸びを記録した。また、電気、運輸設備、印刷・出版、金属構造物、非電気・電子機器の各部門とも、第3四半期それぞれ生産を伸ばした。

これに反して、第3四半期に食品部門がマイナス3.8%、工業化部門がマイナス7.8%、建設部門（セメント生産）がマイナス2.5%と第2四半期からそれぞれ生産の後退を見た。

- 25日 ● シンガポール政府観光局（STPB）の林振民会長によると、当地ホテル業況の不振はすでに底打ちし、来年には若干回復することも期待できる。

23日、パン・パシフィック・ホテルのオープン式典で、同会長は以上のような楽観的見通しを明らかにした。

◎訪星客増加の趨勢

それによると、過去3カ月の訪<星>客は前年同月比それぞれ8月＝9.1%、9月＝8.2%、10月＝10.4%増加しており、今年初10カ月の増加率も4.9%と昨年同期の3%の増加率を上回っている。しかし今年最後の2カ月と明年の増加率は、インドネシア人旅行者の減少で若干下降することが予想される。

◎客室増加は今年がピーク

一方、ホテル客室の増加率は今年の18%をピークに下降し、1989～90年には安定する。このため当地ホテル業界の最悪の時期はすでに過ぎたものと見られる。

◎10大都市中、最低の料金

今日、世界の10大都市の中でシンガポールのホテル宿泊料金は最低であり、業界はその公示料金に基づきできるだけ多くの旅行者を獲得すべく、宣伝活動を強化すべきである。今年初10カ月の国内ホテルの平均客室利用率は64.3%で、昨年同期の65.9%を若干下回ったが、今年客室総数が18%増加したことを考えれば、頼もしい成績と言える。

◎主要ホテルの占室率 70 % 以上

また主要 45 店の客室利用率は依然として 70 % を超えており、このことは有効な販促活動を行うことで状況が改善できることを証明している。

◎宿泊延長優待措置を

今日、もし旅行者のホテル宿泊日数を 1～2 日延長できれば、客室利用率を 74.4～84.7 % に高めることができる。したがって、旅行者に滞在日数を延長することが有利と感じさせるような、優待措置を採用することも積極的に検討すべきである。

- 27 日 ● N P B (国家生産性局) のマー・ボウタン会長は、シンガポール日本商工会議所と日本在外企業協会の主催で開かれたセミナーにおいて、技能開発基金 (S D F) は学歴が低く技術を持たない、月給が 750 S ドル以下の労働者に焦点を合わせ、運用されるべきだと語った。

S D F は労働者の生産性向上を目指し、月給 750 S ドル以下の労働者を対象に、その 4 % の金額を雇用主が政府に納める形で 1979 年に発足した。その後、3 億 5000 万 S ドルをかけて 40 万人の労働者がトレーニングを受けたが、月給 750 S ドル以下の労働者はわずか 20 % に過ぎなかった。今年に入り、不況に苦しむ雇用主の救済措置として、4 % の納入額が 1 % に切り下げられている。

マー会長は、「マネジャー・クラスの訓練は不必要であるとは言わないが、S D F は今までのような形では続けられない」と語った。

現在、基金の使用内容が見直されており、来年 1 月までには新しい基準が発表される模様である。

廣 報 欄

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

* TOKYU TOURIST CORPORATION

C/o PAN PACIFIC SINGAPORE

Marina Square

6 Raffles Boulevard #01-300

Singapore 0103

Tel: 3392022

Tlx: RS 39222 TTCSIN

* ISHIHARA SANGYO KAISHA LTD

16 Raffles Quay #27-01A

Hong Leong Building

Singapore 0104

*

* TOYO KANETSU K. K.

435 Orchard Road #13-02

Wisma Atria

Singapore 0923

Tel: 7324058

Tlx: RS 21098 KANETSU

Fax: 7323063

* NOMURA TRADING CO LTD (w.e.f.27/12/1986)

15 Hoe Chiang Road #15-01A

Sanford Building

Singapore 0208

* THE DAI-ICHI KANGYO BANK LTD (w.e.f.29/12/1986)

1 Raffles Place #47-00

OUB Centre

Singapore 0104

Tel: 5332626

Fax: 5332190

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* CHETURY LEASING (SINGAPORE) PTE LTD

From Mr T Hirasawa to Mr I Yoshino

* YUASA SHOJI CO LTD

From Mr S Yamane to Mr K Matsuno

* KAWASAKI HEAVY INDUSTRIES LTD

From Mr K Nakazono to Mr A Yanase

* THE YASUDA TRUST AND BANKING CO LTD

From Mr T Kashiwagi to Mr T Hayashi

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981 年)		S\$10
シンガポール共和国移住法		S\$15
民事法		S\$ 5
刑法 (暫定規定法)		S\$10
公益事業法		S\$10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE		S\$15
貿易開発委員会法	 (会 員)	S\$ 5
	 (非会員)	S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き		S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年		S\$ 5
経済拡大奨励 (所得税免除) 法 <改訂版・原文付> (会 員)		S\$30
	 (非会員)	S\$35

租税・税制

所得税法 <改訂版>	 (会 員)	S\$25
	 (非会員)	S\$30
所得税法・1985 年改正法		S\$ 5
法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)		S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)		S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)		S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令		S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約		S\$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)		S\$ 5
シンガポールの租税		S\$15
シンガポールとの租税 (所得) 条約 (二重課税防止条約の一部改正)		S\$ 5
関税法 (第 133 編) 関税令 <1985 年版> (会 員)		S\$15
	 (非会員)	S\$20

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年		S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年		S\$ 5
法律 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)		S\$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)		S\$ 5
シンガポール共和国会社法	 (会 員)	S\$60
	 (非会員)	S\$70
シンガポール共和国憲法 (再版)	 (会 員)	S\$10
	 (非会員)	S\$15
憲法改正法 (1984, 1985 年)		S\$ 5
国会議員選挙法 (再版)	 (会 員)	S\$10
	 (非会員)	S\$15
事業登記法 (1973 年法律第 36 号)	 (会 員)	S\$15
	 (非会員)	S\$20

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$10
財務諸表公開原則	S\$15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$10

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	（会 員） S\$ 2
.....	（非会員） S\$ 3
ホテル法	（会 員） S\$ 5
.....	（非会員） S\$ 8

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法（改訂版）	（会 員） S\$15
.....	（非会員） S\$20
中央厚生年金法（改訂版）	S\$ 5
労働三法（雇用法・組合法・関係法）	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1986／87年）	（会 員） S\$15
.....	（非会員） S\$30
月報（各月号）	S\$ 8
「最近の労働条件」実態調査報告書（1985年6月）	（会 員） S\$10
.....	（非会員） S\$20
シンガポールにおける企業経営ガイド	（会 員） S\$15
.....	（非会員） S\$30

編集後記

月報も12月号となり、1986年も終わりに近づきました。今年のシンガポール経済は前半のマイナス成長から、終盤にきて持ち直してきているようですが、まだ回復基調になったと安心はできない状況です。

これから新年度の事業見通しを検討される方々も多いと思われますが、困難な状況はまだ続きそうです。

さて、今月号は、日本＝シンガポールのナショナル・プロジェクトとして建設された当地で最初の石油化学コンビナートの中核会社、ペトロケミカル・コーポレーション・オブ・シンガポールの香西社長に、「シンガポールの石油化学産業」について、ご執筆をお願いいたしました。また、国際電信電話（株）（KDD）の浅井氏に、「シンガポールの電気通信事情および国際通信の基礎知識」として、日頃私達に慣じみの深い電話について、当地の事情を解説していただきました。

日本人の食生活には、欠かせないものとして醤油が有りますが、その製造方法・効用については、以外と知られておりません。当地の業界事情も含め、キックーマン・シンガポールの野木氏に「シンガポールと日本の醤油」を執筆していただきました。最後に、シンガポールの日本人社会の歴史を、調査・研究されている今中氏に、9月号に引き続き、「大正・昭和初期の日本人社会」をご寄稿いただきました。

年末のお忙しいなか、ご執筆いただきました皆様に、この誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

今月号の担当は、山口（東京海上）、清水（伊勢丹）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 27 / 4 / 86

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106